

法令関係について

(一般乗用旅客自動車運送事業)



様式は許可時に、お渡ししております。必要添付書類は

- ・車検証の写し
- ・任意保険証書の写し
- ・営業所、休憩仮眠施設、車庫、車両の写真
- ・社会保険の加入を証する書面 等

事業を開始する際に備えておく帳票類等

営業所での公示	運送約款／運賃及び料金	
事業用自動車内の掲示	事業者の氏名、名称／自動車登録番号／運賃料金の内容(ハイヤー車両を除く)	
運転者の選任	乗務員等(運転者)台帳／乗務員証(運転者証)の備え付け	
帳票類の備え付け	○運行管理関係	乗務員服務規律／点呼記録簿／運行記録計(※)／乗務員の教育記録 事故記録(報告)／運転者適性診断(受診状況)／健康診断(受診状況、定期検診)
	○車両管理関係	定期点検整備記録簿／日常点検記録／車両台帳(車検証の写し)
	○経理関係帳票類	総勘定元帳／固定資産台帳／金銭出納帳／伝票等(商法の規定による)
	○営業関係帳票類	運転日報(業務記録)／車両保険台帳(任意保険加入状況)／領収書
	○労務関係	乗務員等の交番表／賃金台帳／就業規則等(36協定等)／出勤簿 社会保険等の加入状況(健康、厚生年金、雇用、労災)
	○その他	苦情処理簿／事業報告書、輸送実績報告書(事業開始後)
工具等の備え付け	自動車点検基準を参照	

※地方運輸局長が指定する地域のみ。また、福祉車両及びハイヤー車両は除く。

1. 事業計画

事業計画の変更【道路運送法第15条】

- 一般旅客自動車運送事業者は、事業計画の変更（第3項、第4項及び次条第1項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- 第6条の規定は、前項の認可について準用する。
 - 一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の国土交通省令で定める事項に関する事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
 - 一般旅客自動車運送事業者は、営業所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

○認可が必要なもの

- ・ 営業区域の変更
- ・ 自動車車庫の位置及び収容能力の変更
- ・ 自動車車庫の収容能力の増加を伴う事業用自動車数の増加

○事前届出が必要なもの

- ・ 営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更（自動車車庫の収容能力の増加を伴うものを除く）
- ・ 種別ごとの数、及びタクシー・ハイヤーの別ごとの数の変更

○事後届出が必要なもの

- ・ 主たる事務所の名称及び位置の変更
- ・ 営業所の名称の変更
- ・ 営業所の位置の変更

2. 運賃及び料金

運賃及び料金の設定・変更【道路運送法第9条の3】

一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

○認可が必要なもの

・運賃及び料金（下記料金を除く）の変更

○事前届出が必要なもの（道路運送法施行規則第10条の4）

・時間指定配車料金及び車両指定配車料金

3. 運送約款

運送約款の変更【道路運送法第11条】

一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

- 3 国土交通大臣が一般旅客自動車運送事業の種別に応じて標準運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、当該事業を經營する者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

4. 運行管理者

運行管理者の選任【道路運送法第23条】

一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める営業所ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。

（※車両数5両未満の事業者を除く。）

- 2 前項の運行管理者の業務の範囲及び運行管理者の選任に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。
- 3 一般旅客自動車運送事業者は、第一項の規定により運行管理者を選任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも同様とする。

5. 整備管理者

整備管理者の選任【道路運送車両法第50条及び第52条】

大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から15日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様である。

（※車両数5両未満の事業者を除く。）

6. 自動車に関する表示等

(1) 自動車に関する表示【道路運送法第95条】

自動車（軽自動車たる自家用自動車、乗車定員十人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く。）を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

○道路運送法施行規則第65条

- ・ 使用者の氏名、名称又は記号
- ・ 「限定」（福祉限定事業者の場合）

○ハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取扱いについて

- ・ 各地域の表示等の取扱いに従って表示を行う必要があります。※P15参照

(2) 事業用自動車内の表示【旅客自動車運送事業運輸規則第42条】

旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名又は名称、当該自動車の自動車登録番号を旅客に見やすいように表示しなければならない。

7. 事業の譲渡及び譲受等

(1) 事業の譲渡及び譲受等【道路運送法第36条】

- 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 2 一般旅客自動車運送事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般旅客自動車運送事業者たる法人と一般旅客自動車運送事業を經營しない法人が合併する場合において一般旅客自動車運送事業者たる法人が存続するとき又は一般旅客自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般旅客自動車運送事業を承継させないときは、この限りでない。

(2) 事業の相続【道路運送法第37条】

一般旅客自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該一般旅客自動車運送事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下同じ。）が被相続人の經營していた一般旅客自動車運送事業を引き続き經營しようとするときは、被相続人の死亡後60日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

8. 事業の休止及び廃止

事業の休止及び廃止 【道路運送法第38条】

一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

9. その他届出が必要な事案

届出【道路運送法施行規則第66条】

一般旅客自動車運送事業者（第三号に掲げる場合にあつては、相続人）は、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、その旨を当該各号に掲げる行政庁に届け出るものとする。

○遅滞なく届出が必要なもの

- ・ 事業の運輸を開始したとき
- ・ 譲渡譲受、合併若しくは分割を終了したとき
- ・ 死亡したとき
- ・ 休止事業を再開したとき
- ・ 行政庁から道路運送法に基づく命令を実施したとき
- ・ 休憩・仮眠施設の位置及び収容能力に変更があつたとき
- ・ 事業者の氏名、名称又は住所に変更があつたとき
- ・ 法人の役員・社員（下記を除く）、定款、寄付行為に変更があつたとき

○前年7月1日から6月30日までの期間に係る変更について、毎年7月31日までに、届出が必要なもの

- ・ 代表権を有しない役員又は社員に変更があつたとき

10. 報告義務

(1) 事業報告書及び輸送実績報告書【旅客自動車運送事業等報告規則第2条】

旅客自動車運送事業者は、次の表の第一欄に掲げる事業者の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる国土交通大臣又は当該事業者が経営する旅客自動車運送事業に係る路線若しくは営業区域が存する区域を管轄する地方運輸局長（以下「管轄地方運輸局長」という。）、運輸監理部長（以下「管轄運輸監理部長」という。）若しくは運輸支局長（以下「管轄運輸支局長」という。）に、同表の第三欄に掲げる報告書を、同表の第四欄に掲げる時期にそれぞれ一通提出しなければならない。

(2) 事故の報告【道路運送法第29条】

一般旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が転覆し、火災を起こし、その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

○報告時期

- | | |
|---------------|--|
| ・ 事業報告書 | ⇒ 毎事業年度の経過後100日以内
(福祉限定事業者除く。) |
| ・ 輸送実績報告書 | ⇒ 毎年5月31日まで |
| ・ 移動等円滑化実績報告書 | ⇒ 毎年6月30日まで
(福祉車両(UDタクシーを含む)を保有する事業者のみ) |
| ・ 事故の報告 | ⇒ 30日以内 |
- 特に重大な事故・事件が発生した場合には、発生からできる限り速やかに（少なくとも24時間以内に）

1. 種類【道路運送法第3条】

旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 1 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）事業
 - イ. 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
 - ロ. 一般貸切旅客自動車運送事業（1個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
 - ハ. 一般乗用旅客自動車運送事業（1個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

【道路運送法施行規則第3条の2】

法第3条第1号ロの国土交通省令で定める乗車定員は、11人とする。

2. 運送引受義務【道路運送法第13条】

一般旅客自動車運送事業者（一般貸切旅客自動車運送事業者を除く。次条において同じ。）は、次の場合を除いては、運送の引受けを拒絶してはならない。

1. 当該運送の申込みが第11条第1項の規定により認可を受けた運送約款（標準運送約款と同一の運送約款を定めているときは、当該運送約款）によらないものであるとき。
2. 当該運送に適する設備がないとき。
3. 当該運送に関し申込者から特別の負担を求められたとき。
4. 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
5. 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。
6. 前各号に掲げる場合のほか、国土交通省令で定める正当な事由があるとき。

3. 運送の順序【道路運送法第14条】

一般旅客自動車運送事業者は、運送の申込みを受けた順序により、旅客の運送をしなければならない。ただし、急病人を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

4. 事業計画等に定める業務の確保【道路運送法第16条】

一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画。次項において同じ。）に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

5. 禁止行為【道路運送法第20条】

一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。

6. 公衆の利便を阻害する行為の禁止等【道路運送法第30条】

一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。

- 2 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。
- 3 一般旅客自動車運送事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。
- 4 国土交通大臣は、前3項に規定する行為があるときは、一般旅客自動車運送事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

7. 名義の利用、事業の貸渡し等【道路運送法第33条】

一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてはならない。

- 2 一般旅客自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問わず、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。

8. その他（旅客自動車運送事業運輸規則に定める遵守事項等）

- ・ 旅客等に対する公平かつ懇切な取扱い（第2条第2項）
- ・ 従業員に対する職務遂行の指導（第2条第3項）
- ・ 苦情申出者に対する弁明義務（第3条第1項）
- ・ 苦情処理の記録、保存義務（第3条第2項）
- ・ 運賃・料金、運送約款の公示義務（第4条第1項）
- ・ 運賃・料金に関する事項の事業用自動車への表示義務（第4条第3項）
- ・ 運賃・料金の額の事業用自動車への表示義務（第4条第4項）
- ・ 事業の休廃止の掲示義務（第7条第1項）
- ・ 営業区域の休廃止の掲示義務（第7条第2項）
- ・ 領収書の発行義務（第10条第2項）
- ・ 危険物等の輸送制限（第14条第2項）
- ・ 国土交通大臣告示による損害賠償責任保険（共済）締結義務（第19条の2）
- ・ 乗務員の休憩、睡眠、仮眠施設の整備、管理等義務（第21条第2項、第3項）
- ・ 乗務員の健康状態の把握（疾病、疲労、飲酒等による乗務をさせない）義務（第21条第4項、5項）
- ・ 運賃等総額が一定以上になるような乗務の強制禁止（第23条）
- ・ 地図の備え付け義務（第29条）
- ・ 地理、応接の指導監督義務（第39条）
- ・ 指導要領制定義務（第40条第1項）
- ・ 指導主任者選任義務（第40条第2項）
- ・ 指導記録の保管義務（第40条第3項）
- ・ 車両の清潔保持義務（第44条）

⑨福祉限定事業者は、旅客の範囲が限定されています！

業務の範囲

以下に掲げる者及びその付添人の輸送に限る。

- ① 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- ② 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
- ③ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- ④ ①～③に該当する者のほか、肢体不自由、内部障害、知的障害及び精神障害その他の障害を有する等により単独での移動が困難な者であって、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者
- ⑤ 消防機関又は消防機関と連携するコールセンターを介して、患者等搬送事業者による搬送サービスの提供を受ける患者

参考 各地域の表示等の取扱い

運輸局	支局等	件名	URL
北海道運輸局	—	一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱い	https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/content/000262641.pdf
東北運輸局	青森運輸支局	一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱いについて	https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/am/yusou/jyouyou/yu-jyouyou-kouji3.pdf
	岩手運輸支局	一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱いについて	https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/it/yusou/it-yutx38.pdf
	宮城運輸支局	一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱いについて	https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/mg/sm/taxi_42.pdf
	秋田運輸支局	一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱いについて	https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/at/announce/trance/20230801koji_4.pdf
	山形運輸支局	一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱いについて	https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/yg/yusou/sub3-2/2023.0904.pdf
	福島運輸支局	一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱いについて	https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/fs/pdf-file/fs-380.pdf
	—	—	—
北陸信越運輸局	—	一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱いについて	https://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/hrt54/bus_taxi/kouji.html
関東運輸局	東京運輸支局	東京都内に配置するハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取扱いについて	https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s_tokyo/date/taxi_hyouji_tokyo.pdf
	神奈川運輸支局	ハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取扱いについて	https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s_kanagawa/date/taxi_hyouji_kanagawa.pdf
	千葉運輸支局	ハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取扱いについて	https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s_chiba/date/taxi_hyouji_chiba.pdf
	埼玉運輸支局	埼玉県内に配置するハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取扱いについて	https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s_saitama/date/taxi_hyouji_saitama.pdf
	群馬運輸支局	タクシー車両の表示等に関する取扱いについて	https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s_gunma/date/taxi_hyouji_gunma.pdf
	栃木運輸支局	タクシー車両の表示等に関する取扱いについて	https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s_tochigi/date/taxi_hyouji_tochigi.pdf
	茨城運輸支局	タクシー車両の表示等に関する取扱いについて	https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s_ibaraki/date/taxi_hyouji_ibaraki.pdf
	山梨運輸支局	タクシー車両の表示等に関する取扱いについて	https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s_yamanashi/date/taxi_hyouji_yamanashi.pdf
中部運輸局	—	一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車（運送の引受けが営業所のみに于行われるものを除く。）への運賃及び料金に関する表示事項について	https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/jidosya/jouyou_kouji/jouyou_unchinhyouji.pdf
近畿運輸局	—	ハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取扱いについて（公示）	https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/content/000300644.pdf
中国運輸局	広島運輸支局	ハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取扱要領について	https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/content/000165421.pdf
	鳥取運輸支局	タクシー車両の表示等に関する取扱要領	https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/content/000165422.pdf
	島根運輸支局	一般乗用旅客自動車運送事業に係る事業用自動車の表示等の基準について	https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/content/000165423.pdf
	岡山運輸支局	一般乗用旅客自動車運送事業に係る事業用自動車の表示等に関する取扱いについて	https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/content/000165424.pdf
	山口運輸支局	一般乗用旅客自動車運送事業に係る事業用自動車の表示の取扱いについて	https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/content/000165425.pdf
	—	—	—
四国運輸局	—	一般乗用旅客自動車運送事業用自動車の運賃等の表示について	https://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/soshiki/jidousya/kouzi_ryokaku.html
九州運輸局	—	一般乗用旅客自動車運送事業（ハイヤーを除く）に使用する車両の表示方法に関する取扱い規定について	https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/content/000300858.pdf
沖縄総合事務局	—	タクシー車両の表示等に関する取扱い	https://www.ogb.go.jp/-/media/Files/OGB/Unyu/bustaxi/jigyoukyoka/taxi/houjin/syataihyouji_230814.pdf
沖縄総合事務局	—	福祉輸送サービスに使用する事業用自動車の表示等に関する取扱い	https://www.ogb.go.jp/-/media/Files/OGB/Unyu/bustaxi/jigyoukyoka/taxi/fukushitaku/fukushigentei_taxisyatai_230816.pdf